**平成２５年（フ）第４９９号**
川崎市高津区久末1456番地７
破産者　本田久美子
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第９６号**
相模原市中央区上溝2459番地１　マキシム・マルミ壱番館105
破産者　花形　満誉
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第１２２号**
相模原市中央区相模原１丁目１番25―601号
破産者　眞田ツユ子
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第５１号**
富山市下新本町５番16号
破産者　東　　孝章
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第５２号**
富山市下新本町５番16号
破産者　東　　恭子
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２４４３号**
名古屋市中川区荒江町17番７号、申立時の住所名古屋市中川区柳川町１番18号
破産者　志知美和子
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１０６号**
名古屋市中川区一色新町３丁目912番地　パームスプリングス1303号
破産者　前田　裕久
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３７８号**
名古屋市千種区松軒２丁目11番17号　後藤第７ヴィレッヂ301号、受任通知時の住所名古屋市東区芳野１丁目14番１号　イースト白壁５－Ａ号
破産者　佐々木一雄
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４６４号**
名古屋市中村区中村町８丁目61番地の３　明和ビル511号
破産者　川端　真実
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４７７６号**
大阪市城東区関目４丁目７番17号メゾン森脇１階、開始決定時の住所大阪市城東区関目４丁目13番13号ハイム岡本201号
破産者　田村　英世
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３８３号**
大阪府和泉市青葉台２丁目８―28下田将光方、開始決定時大阪府和泉市山荘町333番地の24
破産者　ユタカ工芸社こと　新村　　豊
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第２３１号**
神戸市長田区本庄町４丁目１番５―206号、従前の住所神戸市須磨区天神町３丁目１番24号
破産者　松﨑　公一
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２８６号**
広島市西区己斐中３丁目30番６号
破産者　藤田ルリ子
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４３２号**
徳島県吉野川市川島町山田字芝生88番地６、旧住所徳島県阿波市土成町土成字高泰76番地15
破産者　坂東　友一
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第６２５号**
熊本市西区花園５丁目21番45号
破産者　村上　達裕
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第１１２号**
熊本市南区城南町永1442番地
破産者　本島　真輝
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第１００号**
北海道旭川市神楽六条11丁目１番５号
破産者　中井　義浩
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３１６号**
盛岡市黒石野３丁目17番15号
破産者　藤澤　大樹
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第８５号**
宮城県石巻市和渕字黄金袋76―１　仮設黄金袋団地４号棟４号室、住民票上の住所宮城県石巻市南浜町４丁目16番22号
破産者　渡辺　洋子
１　決定年月日　平成25年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係